

## 対日投資会議専門部会報告

### 日本を世界の企業にとって魅力ある国に

日本政府は、平成 15 年 1 月 31 日の内閣総理大臣施政方針演説において、「日本の魅力再生」の一環として、対日投資について以下の方針を表明した。

「海外から日本への直接投資は、新しい技術や革新的な経営をもたらし、雇用機会の増大にもつながります。脅威として受け止めるのではなく、日本を外国企業にとって魅力ある進出先とするための対策を講じ、5 年後には日本への投資残高の倍増を目指します。」

これは、対内直接投資の意義を政府として改めて確認し、その拡大に向けた強い意思を内外に表明するものである。対日投資会議専門部会（以下「専門部会」）は、目標の達成に向けた具体的な第一歩となる取り組みとして、この報告をとりまとめた。

#### 1. 対日投資の意義

##### (1) 対日投資は、日本再生の鍵

戦後、多くの既存秩序が崩壊する中で、一から出直して高度成長を遂げた日本にも、50 年分のしがらみが溜まった。過去の成功体験や慣習、制度が、新たな変化の時代にはかえって経営者や行政官の手足を縛り、国民の心に閉塞感の陰を落としている。日本が再びこうしたしがらみから自由になり、曇りを払った目で世界を見渡して、リスクから逃げることなく果敢に歩み出すためには、外国からの投資を積極的に誘致することが必要である。

外国からの投資は、既存の組織や慣習から離れた、新たな資本、人材、経営ノウハウ、技術をもたらす。外国企業との提携により、グローバルな製品開発競争に対処することも可能になる。国内にない新しい商品やサービスを提供して、新市場を創出し、競争を促進して消費者の利益を増進する企業もある。また、豊富なリスク管理のノウハウを活かし、いわゆるリスク・マネーの提供者としても期待できる。こうした新たな息吹が、経済を活性化させ、雇用確保につながる「日本再生の鍵」となるのではないか。

##### (2) 多くの国が外資誘致で経済を活性化

これまで、多くの諸外国が対内直接投資の意義を認め、これを促進してきた。米国では、70-80 年代に多くの産業が国外進出し、これに危機意識を持った

各州が、外資を積極的に誘致した。その結果、たとえば日系自動車メーカーの投資により日本の生産管理システム等が導入され、90年代の米国自動車産業再生に貢献した。

英国では、80年代に10%を超えていた失業率が、5%前後に低下したが、これは、改革の一環として行われた外資系企業の積極的な誘致の成果でもありとされている。

韓国では、アジア通貨危機後の経済困難に直面した際、不良債権処理、財閥改革、規制の半減等の大胆な経済改革を進めたが、外資導入はその重要な柱の1つと位置づけられた。各国の対中国投資が飛躍的に伸びる中、韓国としても経済自由区域の設置を推進する等、外資を積極的に誘致している。

中国は、「改革・開放」路線を掲げて以来、外資導入を成長の重要な牽引役と位置づけている。中国については、豊富で低廉な労働力と巨大な潜在的市場が外国企業にとっての最大の魅力であるが、地方政府主導の大胆な規制改革・インセンティブの提供も、これに次ぐ大きな魅力として外資を呼び寄せ、中国の急速な成長を支えている。

### (3) 日本が失っている投資の可能性

このように、積極的に外資の導入・活用を図り、国内産業の再生・活性化を促進している諸外国に比べ、日本の対内直接投資は格段に少ない。IMFによると、2000年の対内直接投資残高の名目GDP比は、日本はわずか1.1%にすぎないが、米国は27.9%、英国は31.9%、ドイツは22.6%である。日本は他国と直接国境を接しておらず、主要先進国との言語や文化的な違いも大きいとはいえ、欧米より一桁少ない実態は、日本が大きな投資の可能性をみすみす失っていることを示しているとも言えよう。

いわゆる日本経済の空洞化の原因として、対外投資の増加を挙げる見方があるが、多くの主要国では対外直接投資残高の名目GDP比が20%を超えているにもかかわらず、日本では6%に止まっている。むしろ、対内直接投資が少ないことが、大きな問題と考えられる。

日本は、中国のGDPの4倍という市場の大きさ、整備された法制度、技術の蓄積、幅広い裾野産業、勤勉な労働者などの事業環境、治安の良さをはじめとした生活環境等の好条件を有しており、UNCTADの調査においても、その対内直接投資潜在力指数は140か国中、第14位である（ただし、実績指数は第131位）。これらの潜在的魅力を顕在化させ、外資への根拠無き警戒感を払拭し、制度を改革して誘致に努力すれば、対日直接投資を活用した雇用と発展の機会を活かすことができるはずである。

#### (4) 対内投資は構造改革の基本

日本が国際間の企業誘致競争を意識すれば、古い構造のしがらみに配慮し国内の前例にとられるのではなく、諸外国の制度の利害得失も検討し、世界の企業にとってより魅力ある環境づくりを考えざるを得なくなる。また、こうした外資誘致に必要な行政の改善は、同時に国内企業の投資にも資する場合が少なくない。さらに、参入した外資企業の新たな経営者が、しがらみにとられることなく、従来の経営体制では容易でなかった大胆な改革を成し遂げて競争力強化を果たせば、その改革は同業他社や関係業界などにも波及する。対日投資は、日本が硬直性を断って国内の構造改革を進め、自らの将来を切り開く上で、極めて有効な手段となりうるのである。

また、外資誘致は、日本の閉鎖性の根絶と緊密な国際関係の構築にも役立つ。現在、世界経済は、単純な商品の貿易だけでなく、資本や人や技術、ノウハウの国境を越えたやりとりも含む、より深い結びつきへと向かっている。諸外国の資本、企業、人材などが日本に存在することによって、日本は多くの国にとって大切な国となる。

## 2. 対日投資の課題

### (1) 対日投資の歓迎表明（内外への情報発信）

対日投資については、いまだに否定的な見解が聞かれることがある。しかし、新たな投資によって事業を再生・活性化できるのであれば、投資主体が国内資本でも外資でも歓迎すべきである。

このような観点から、日本への外国企業誘致を積極的に進めることが重要である。そのためにはまず、対日投資が日本経済に果たす役割や重要性について、具体的な成功例も交えて国民に紹介し、理解を得なければならない。これと同時に、国を挙げて対日投資を歓迎しているという姿勢と投資先としての魅力を外に対して積極的に発信していくことが必要である。

日本が海外に情報を発信する上で、外国報道機関の果たす役割も重要であるが、記者クラブに所属しない記者にとっては、情報入手の機会が減じられているとの指摘がある。このため、今後、これら外国の報道機関への情報提供を一層強化する必要がある。

### (2) 合併・買収の円滑化等（企業の事業環境の整備）

成熟した先進国間の投資では、一般的に、企業を新設するよりも既存企業を合

併・買収して事業展開する場合が多い。これは、合併・買収の方が投資が迅速に行われ、初期投資リスクが小さく、既存の資源の活用にもなるという利点があるためである。したがって、対日投資を一層促進するためには、合併・買収が円滑に迅速に行われるための制度整備が必要である。企業再生プロセスにおいては、合併・買収、債務の株式化など、外国企業の持つ専門知識、ノウハウやリスクマネーが日本企業の再生に役立つことが期待でき、不良債権の処理を進める上でも有効であると考えられる。

日本経済の最大の構造的問題は、資本と人材という資源が有効活用されていないことであり、この事態を打破するためには、企業統治を改善する必要がある。経営における資源の有効活用の決め手は、資源を有効に活用する経営者が支持されるような企業統治である。健全な企業を健全に保つためにも、株主機能の強化、取締役会の改善について、諸外国の制度の動向も含め、引き続き検討すべきである。また、企業情報の透明性の確保等は、投資家からの信頼を得るためにも重要である。

このほかにも、新規開業の促進や、従来公的部門が主に行ってきた分野での外国民間企業のノウハウの活用も、事業運営の効率改善に大きな役割を果たすことが期待できる。

企業が投資先を決定する上で、税の取扱いも非常に重要な要素の一つだという指摘もある。今後、税制も含めた投資環境についても必要に応じ検討していくべきである。

### (3) **明確・簡素・迅速な行政手続**（行政手続の一層の見直し）

日本の行政手続を他国より良くするためには、効率性や利用者本位という考え方を政府中に徹底する必要がある。日本では、法律等で明文化されてはいないが実態として存在する複雑でわかりにくい手続が、投資の準備期間を長期化させてコスト増に結びついているとの指摘が多い。これまでの規制改革で改善された部分もあるが、そうした印象を与えていること自体が既に投資の障害となっている。

個々の窓口も含めた公務員全体が、行政サービスを明確で簡素な形で迅速に提供し、諸外国に劣後しない投資環境を構築することの必要性を認識して、投資家を含む利用者の立場に立った業務改善に努める必要がある。法令の解釈について利用者からの問い合わせがあれば、書面で回答するノーアクションレター制度の一層の活用により、全ての部署が積極的に対応すべきである。

### (4) **必要な人材の確保**（雇用・生活環境の整備）

産業の成長の原動力としては、人材の果たす役割が大きい。新たな事業展開には優秀な人材の確保が不可欠であり、日本において必要な外国人経営者、研究者、

技術者への在留資格の認定を円滑化することは、対日投資の促進に不可欠である。また、外資の事業展開に際して登用できる、国際的に通用する人材の育成や、そうした人材確保を可能とする労働市場の改革を推進することが必要である。

また、受け入れた人材とその家族が快適に生活できるための教育、医療、年金などの生活環境の整備も重要である。

#### (5) **地方自治体の創意と工夫**（地方の役割の拡大）

諸外国では、各地方自治体の首長が率先して外資の誘致に取り組み、それが対内投資の拡大を通じて経済活性化に貢献している。日本でも、対日投資の拡大に向けて、各地域の潜在力を最大限に発揮した創意と工夫の競争を促していく必要がある。

外資導入による地域経済活性化を図ろうとする地方自治体は、投資家の視点に立った事業環境の説明、誘致インセンティブの付与、投資に係わる様々な行政手続の簡素化、産業集積や研究機能、工業団地等の魅力ある立地条件の提示などの誘致活動を積極的に展開する必要がある。

構造改革特区制度は、地方が世界を視野に入れ、外国の資本や人材を活用した新たな発展を志向していくことを強力に後押しする制度であり、対日投資促進のためにも、その一層の活用が期待される。

### 3. **対日投資会議**

#### (1) **対日投資会議設置の経緯**

対日投資会議は、平成6年7月に内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚を構成員とする会議として設置されて以来、平成7年6月に「対日投資会議声明」、平成8年4月に「M & Aに関する対日投資会議声明」、平成11年4月に専門部会の「7つの提言」を踏まえた新たな「対日投資会議声明」を発表し、日本の対日投資促進に向けた積極的な決意と取組を内外に示してきた。対日投資会議の下には専門部会が置かれ、具体的な施策等について議論を行ってきた。

#### (2) **対日投資会議の成果**

政府は、これまで三度にわたる「対日投資会議声明」を発表するとともに、対日投資促進に向けて累次の政策を実施してきた。

特に、平成11年4月の声明に際しては、「7つの提言」への取組が表明され、以下のような政策が実施されてきた。

#### 企業経営に関わる諸制度の整備の一層の促進

連結財務諸表の強制適用、連結納税制度の施行、金庫株（自社株保有）の解禁、株式交換・移転制度の創設、会社分割制度の創設、ストックオプション等株式制度の見直し、企業統治関連の改正（監査役の機能強化、委員会等設置会社の導入等）、民事再生法の制定、労働者派遣の対象業務の原則自由化、有料職業紹介の取扱職業の原則自由化、確定拠出年金法の施行等

#### 規制緩和等の一層の推進

総合規制改革会議の第1～2次答申とりまとめ、規制改革推進3か年計画の制定・改定、構造改革特区制度の創設

#### インターナショナル・スクールの設立・運営の円滑化

廃校となった公立学校施設のインターナショナル・スクールへの転用の容易化、日本政策投資銀行によるインターナショナル・スクールへの低利融資、大学入学資格検定の受検資格緩和等

#### 医療に関する外国人向けの情報提供の充実

外国語で診療可能な医療機関の（言語に関する）広告自由化、及び大学病院医療情報ネットワークのHPにおける国立大学病院の情報提供

#### 地域別対日投資促進協議会による国と地方公共団体との連携の促進

各地域ブロック毎の経済産業局を中心に「地域別対日投資促進協議会」を組織し、地域情報を発信

#### 対日投資に関する総合的な情報提供体制の確立

地域別対日投資促進協議会、地方自治体、JETRO、日本政策投資銀行等をリンクし、総合的な情報提供を実施

#### 苦情・要望に対する迅速な対応

OTO事務局、及び地域別対日投資促進協議会、地方自治体、JETRO 等において対応

### (3) 対日投資の最近の動き

対日投資会議が開始された当時は、日本の経常収支黒字が米国等の批判を浴びており、その対応の一環として、輸入促進等とともに対日投資が検討された。しかし、冒頭に述べたように、対日投資の促進は日本の経済再生のために必要なこ

とである。このため、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」は、対日投資の促進を経済活性化戦略の一つとして位置づけ、取組を強化することとした。

これを踏まえ、専門部会は、昨年10月から、新たな対日投資促進施策のあり方について検討を開始した。日本経済を活性化させ、再生するために何ができるかという観点から、多くの委員が提案を行い、精力的に議論を行ってきた。外国の提言や、要望についても検討が行われた。

これとほぼ同時に、対日投資の拡大に積極的な民間等有志から成る「対日投資促進民間フォーラム」が結成され、昨年12月に提言がとりまとめられた。同提言は、総理に手交されるとともに、本専門部会に報告され、検討がなされた。

さらに、こうした対日投資促進の重要性を見据え、内閣総理大臣は、平成15年1月の施政方針演説において、今後5年間で対日直接投資残高の倍増を目指すことを表明した。

#### 4. 今後実施すべき政策

専門部会では、以下の5つの事項が対日投資を拡大する上で重要と考える。これに基づき実施すべきより詳細な施策については、別表のとおり整理している。

##### (1) **内外への情報発信**

要人の外国訪問、在外公館を通じた発信等、あらゆる機会を通じ、対日投資歓迎という日本の基本方針を積極的に外国に発信する。

対日投資が日本経済の活性化に果たす役割、重要性について、広く国民の理解を求める。

##### (2) **企業の事業環境の整備**

国境を越えた合併・買収(M&A)が容易に行えるように、国内制度を改善する。

企業情報の透明性・信頼性を高めるとともに、企業統治の強化を促す。

新規事業を始めることを容易にする。

公共サービスなど、より多くの分野で外国企業の能力が十分活用できるよう

にする。

対日投資を支援する、法律関係などのサービスを受けやすくする。

(3) **行政手続の見直し**

投資する時に必要な行政の情報を一元化し、手続をより簡単に、迅速にする。

投資家が疑義を有する法令等の解釈を明確化するノーアクションレター制度やパブリックコメント制度の手続の活用を一層促進する。

(4) **雇用・生活環境の整備**

多様な働き方に対応した労働市場の改革を推進するとともに、公的年金制度の二重加入及び保険料の掛け捨てを防ぐよう整備を図る。

入国、在留関係の制度を改善する。

インターナショナルスクールに関係する制度を整備するとともに、ビジネスの即戦力となる日本人の育成にも努力する。また、外国人留学生受入れ環境の整備等を図る。

外国人医師の受入れを拡充する。

(5) **地方と国の体制・制度の整備**

率先して積極的な外資誘致に努める地方自治体を支援する。

構造改革特区制度を一層活用する。

対日投資促進について、国等の体制を整備する。

5. **結語**

古来日本は、外国人から技術やノウハウを導入してはそれを自分のものとして独自の発展を遂げることに、優れた能力を示してきた。渡来した漢字を活用して万葉集を著し、外国人技術者を雇って明治維新を成し遂げた。時代が変わって、

技術やノウハウが企業の事業展開によって国境を越えるようになった今も、日本は再びそのたくましい適応能力を発揮して、外資と優れた外国人の能力を取り入れ、新たな未来を築いていける。

ただし、今や多くの国が、世界の企業から事業活動の場として選ばれるかどうかは今後の国力を左右しかねないとの認識の下で、積極的に外資誘致に取り組んでおり、国家間の誘致競争はますます厳しいものとなっている。このため、日本人の雇用機会を確保するためには、他国よりも優れた事業環境、生活環境を提供し、国を挙げた外資歓迎の姿勢を示すとともに、それを具体的な行動に移さなければならない。

今後、専門部会では、5年間で対日直接投資残高の倍増を目指す観点から、この報告を含む対日投資政策の実施状況について点検し、定期的に対日投資会議に報告するとともに、対日投資の拡大のために有効な施策について更に一層の政策立案を行っていききたい。

## 対日投資促進プログラム

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等
(1) 内外への情報発信	要人の外国訪問や在外公館を通じた発信等、あらゆる機会を通じ、対日投資歓迎という日本の基本方針を積極的に外国に発信する。	
	<p>要人の外国訪問（トップセールス） 在外公館を通じた発信・情報交換、外国企業の招聘やホームページ、外国報道機関への広報、海外の新聞における「対日投資を歓迎する」旨の政府広告等あらゆる機会を通じて、外国の官・民・報道機関へ対日投資を歓迎する具体的なアクションの提示を行う。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度から実施】</p> <p>今後投資が期待できる国・地域の政府等と連携し、シンポジウムの開催、ミッション派遣・受入れ等を行う。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p> <p>日本で成功した外資系企業の協力を得て、対日投資の成功事例を紹介し、日本の市場規模や技術、インフラ等の投資環境の長所をPRするとともに、行政手続の簡素化等の投資受入体制の改善点を積極的に広報する。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度から実施】</p> <p>対日投資に関係する全関係府省庁のホームページについて検討し、明確かつ使い易くするとともに、他のサイトへのリンクを充実させる。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p>	<p>内閣府 外務省 経済産業省 JETRO等</p> <p>外務省 経済産業省 JETRO等</p> <p>内閣府 外務省 経済産業省 JETRO等</p> <p>全関係府省庁</p>
	対日投資が日本経済の活性化に果たす役割、重要性について、広く国民の理解を求める。	
	<p>対日投資の意義、外資誘致をめぐる国際競争の実態も踏まえた投資誘致の必要性、外資系企業が日本経済に貢献している事例、果たしている役割等について、ホームページ、CD-ROM、印刷物、メディア等あらゆる媒体を通じて広く国民に伝える。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度から実施】</p> <p>地方自治体や有望な投資元国・地域と連携したセミナー等を開催する。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p> <p>対日投資から得る利益、外資企業の撤退の水準、原因、また対日投資における障害を分析し、明らかにするため詳細な経済分析を行う。また、研究結果を公表し、対日直接投資を促進しようとしている地方自治体と共有する。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p>	<p>内閣府 経済産業省 JETRO等</p> <p>内閣府 経済産業省 JETRO 日本政策投資銀行等</p> <p>内閣府 経済産業省 JETRO</p>

(2) 企業の事業環境の整備

国境を越えた合併・買収が容易に行えるように、国内制度を改善する。

会社法制の現代化の作業において、外国会社を含む親会社株式や現金を対価として合併、吸収分割又は株式交換を行うことを可能とする「合併等対価の柔軟化」についての恒久的な措置化の実現について、検討を行う。

【平成15年秋を目途に中間草案を公表し、パブリックコメントを行う。平成16年度中に法案を国会提出】

法務省

今通常国会で審議中の産業活力再生特別措置法改正法案の着実な実施により、「合併等対価の柔軟化」が利用できるようにする。

【平成15年度から実施】

経済産業省

「合併等対価の柔軟化」にかかる税制措置については、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も含め、今後、慎重に検討する。

【平成15年度から検討】

財務省  
(経済産業省)

産業再生機構(仮称)、整理回収機構は、企業再生を進める上で有力な手法である債務の株式化を、買収対象の性格に応じ、有効活用する。また、これらの機関が株式、債権を売却する際は、公表された手続きに基づき、透明、公正かつ経済合理的な方法で売却先を決定する。

【平成15年度から実施】

内閣府  
財務省  
金融庁  
経済産業省

企業再編に関連する、商法以外の法制度についても見直しを行い、企業再編が円滑に実施できるよう検討を行う。

【平成15年度から実施】

関係府省

企業情報の透明性・信頼性を高め、企業統治の強化を促す。

市場監督機関が目指すべきことは、独立した意思決定、市場の信頼性、安定性の維持である。特に、業者行政ではなく先ず投資家保護を第一として、市場が不透明であるとの懸念を払拭することが必要である。このため市場監督機関は、コーポレート・ガバナンスの監視・裁定のため、情報開示の促進等を通じて、企業の透明性、信頼性の向上に努める。また、監督体制の強化と厳格な運用について、逐次実態を検証しつつ改善を検討する。

【平成15年度から実施】

金融庁

商法改正により平成15年度から施行予定の「委員会等設置会社」型の企業統治制度について、その趣旨の理解を促し、内容の周知を図り、社外取締役の役割を実効あるものとするよう努める。

【引き続き実施】

法務省

(2)	<p>平成 14 年度改正商法の動向を踏まえつつ、会社法制の現代化の作業において、社外の取締役・監査役のあり方について、検討を行う。</p> <p style="text-align: center;">【平成 15 年度秋を目途に中間草案を公表し、パブリックコメントを行う。平成 16 年度中に法案を国会提出】</p> <p>国境を越えるような遠隔地間での取締役会の実施が可能となる、電話会議の方法による取締役会は、一定の要件を満たすときは認められることを周知するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">【平成 15 年中に実施】</p> <p>機関投資家について、議決権の行使状況の開示等、その受託者責任を強化する。</p> <p style="text-align: right;">【平成 15 年度中に検討】</p> <p>国際会計基準への対応を企業会計基準委員会を通じて注視していく。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き検討し、順次実施】</p> <p>民事再生法及び会社更生法（改正後）で規定されている債権者委員会等による管財人に対する監視機能が十分に発揮され、手続の一層の透明かつ公正な運用が図られるよう周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【平成 15 年度から実施】</p>	<p>法務省 経済産業省</p> <p>法務省</p> <p>金融庁 厚生労働省</p> <p>金融庁</p> <p>法務省</p>
	<p>新規事業を始めることを容易にする。</p>	
	<p>平成 15 年度から、エンジェル税制を拡充する。また、IT 投資や研究開発投資に重点化した投資促進税制を創設し、法人の税負担を軽減する。</p> <p style="text-align: right;">【平成 15 年度から実施】</p> <p>新しい事業組織形態（日本型 Limited Liability Company 等）の創設につき検討する。</p> <p style="text-align: right;">【平成 15 年度中に検討】</p> <p>定期借地権の一層の普及を図ることを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【平成 15 年度中に検討】</p> <p>日本政策投資銀行はそのノウハウや国内外のネットワークを活用し、情報提供やアドバイス、融資などを積極的に行い、新規事業の育成を支援する。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p>	<p>財務省</p> <p>法務省 経済産業省</p> <p>関係各府省</p> <p>財務省 日本政策投資銀行</p>
	<p>公共サービスなど、より多くの分野で外国企業の能力が十分活用できるようにする。</p>	
	<p>水道事業、ケアハウス、在宅福祉サービス等について、すでに地方自治体の同意があれば株式会社等による運営が認められていること、及びこれらの施設をはじめとする公の施設について、一般的には管理運営業務を株式会社等に認める方向であることを積極的に周知するとともに、海外の実例の調査や地方自治体との情報交換等を行う。また、教育等その他の分野でも民間活力</p>	<p>厚生労働省 文部科学省 総務省</p>

	<p>の活用を進めるため、特区における株式会社の参入等制度の改善を進める。 【平成15年度中に実施】</p> <p>安心ハウス構想を推進する。 【引き続き実施】</p> <p>信託業法に基づく信託会社を解禁する。また、知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加する。 【平成15年度中に検討】</p> <p>治験の迅速化と質の向上につながる魅力ある治験環境を実現するため、全国治験活性化3カ年計画を策定し、それに基づき具体的な施策を実施する。 【平成15年度から実施】</p> <p>基準、規格の国際標準化を推進し、関係各国の実情等を踏まえ、必要に応じて相互認証を進める。 【引き続き実施】</p>	<p>厚生労働省 国土交通省 金融庁 厚生労働省 文部科学省 全関係府省庁</p>
	<p>対日投資を支援する法律などのサービスを受けやすくする。</p> <p>司法修習時の民間企業での研修などにより、法曹関係者（弁護士、裁判官等）のビジネス実務の素養等の一層の修得を図る。 【平成15年度中に検討】</p> <p>法曹の人口の増加や、外国法事務弁護士との特定共同事業の見直しにより、法曹サービスの拡大に努める。 【平成15年度から実施】</p>	<p>法務省 司法制度改革推進本部 法務省 司法制度改革推進本部</p>
<b>(3) 行政手続の見直し</b>		
	<p>投資するときに必要な行政の情報を一元化し、手続をより明確に、簡素に、迅速にする。</p> <p>会社設立、合併・買収、工場・店舗設立等に係わる各種の投資手続等の情報の英語化を進め、それらの情報を一元的に得られる窓口をJETROに整備する。さらに、これを補完するため、関係各府省庁がそれぞれ総合案内窓口を設けて手続担当課の紹介等を行うとともに、投資家が必要な情報を入手できるようにホームページなどを整備する。 【平成15年度から実施】</p> <p>申請・届出の様式を簡素化するとともに、可能なものから関連する様式を一綴りにして提供する等利用者の便宜を図る。 【平成15年度中に実施】</p> <p>政府、自治体への電子申請を可能にし、実質的な窓口の一元化を進める。 【引き続き実施】</p>	<p>経済産業省 関係府省庁 JETRO 日本政策投資銀行等 全関係府省庁 JETRO等 全関係府省庁等</p>

(3)	<p>外国為替及び外国貿易法に基づく投資の届出を電子化する。</p> <p style="text-align: right;">【平成17年度までに実施】</p> <p>財務省 日本銀行</p> <p>会社設立に関する諸手続について、電子化等の手段も活用しつつ、利用者本位の迅速な申請処理について関係府省による検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p> <p>法務省 関係府省庁等</p> <p>関係府省庁等は、利用者の観点に立ち、申請処理等に要する日数の短縮や手続の合理化に努める。このため、この点を含め実務的な検討を行うため、関係府省庁からなる連絡会議を設置して検討し、結論を得る。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に検討結果を公表】</p> <p>内閣府 関係府省庁等</p>
	<p>投資家が疑義を有する法令等の解釈を明確化するノーアクションレター制度及びパブリック・コメント制度の手続の活用を一層促進する。</p>
	<p>法令の解釈についての問い合わせに対する担当課室の対応が不十分であった場合には、各府省庁の総合案内窓口が苦情を受け付け処理する。また、市場開放問題に関する事項であって各府省庁で対応が不十分なものについては、市場開放問題苦情処理体制（OTTO）が苦情を受け付け処理する。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に実施】</p> <p>関係府省庁</p> <p>照会者から照会に対する回答からその公表までに期間を延期する要望があった場合は、合理的な理由がある場合には受入れることとし、延期のための具体的手続を各府省庁の細則において規定する。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に実施】</p> <p>関係府省庁</p> <p>「税務上の取り扱いに関する事前照会に対する文書回答」について、税法の適用等についての納税者の予測可能性を高めるよう、一層適切な運用に向け見直しを行う。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に実施】</p> <p>財務省</p> <p>必要に応じて対日投資を検討中の企業のニーズを汲み取り、それらの企業のノーアクションレターを代行して作成し、回答を得た上で、得られた解釈を海外の投資家等にも公開する。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に実施】</p> <p>JETRO</p> <p>パブリック・コメントが余裕をもって実施できるよう、コメントの募集期間を一層長くする。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p> <p>全関係府省庁</p>
(4)	<p>雇用・生活環境の整備</p>
	<p>多様な働き方に対応した労働市場の改革を推進するとともに、公的年金制度の二重加入及び保険料の掛け捨てを防ぐよう整備を図る。</p>
	<p>労働移動に対応し、ポータビリティが確保された確定拠出型年金について、退職金から移行する場合等も考慮し、拠出限度額上限の拡大等を検討し、その更なる普及を図る。</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省</p>

(4)	【引き続き実施】	厚生労働省
	<p>解雇の基準やルールについては、これを法律で明示する等により、労使双方の事前予測可能性を高める。また、労働者派遣、有期雇用・裁量労働の拡大など、多様な働き方への対応を進める。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度から実施】</p>	
	<p>公的年金制度の本国との二重加入及び保険料の掛け捨てを防ぐため、現存する独、英との協定に加え、交渉中の米国との協定を早急に締結するとともに、引き続き仏等との協定締結に向けた作業を進める。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p>	厚生労働省 外務省
	<p>入国、在留関係の制度を改善する。</p>	
	<p>技術者の資格の相互認証拡大等の制度改善により、在留資格の認定を円滑化する。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p>	関係各府省庁
	<p>優秀な技術者や重要な投資を行う経営者については、入国資格条件の緩和を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に検討】</p>	法務省
	<p>外国人技術者・研究者の入国資格に関し構造改革特区において先行して実施される措置については、その効果を評価し、適切であれば全国に展開する。</p> <p style="text-align: right;">【今後検討】</p>	法務省
	<p>国内で技術を学んだ留学生の日本での起業を促進するため、在留資格について留学から投資・経営へ円滑な変更を行えるようにする。また、卒業後、日本での就職を促すため、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には最長180日間滞在すること等可能とする。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に検討】</p>	法務省
	<p>企業内転勤及び研修のための査証発給等入国に係る手続を効率化し、手続にかかる時間を一層短縮するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に実施】</p>	外務省 法務省
	<p>APECビジネス・トラベル・カードを導入する。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に実施】</p>	外務省
<p>インターナショナルスクールに関係する制度を整備するとともに、ビジネスの即戦力となる日本人の育成にも努力する。また、外国人留学生受け入れ環境の整備等を図る。</p>		
	<p>インターナショナルスクールに対する寄付金を寄付金控除の対象とする。また、大学以前の生徒が保護者を伴わなくとも、日本でインターナショナルスクールに就学できるよう、日本語要件など就学の在留資格の要件緩和を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度から実施】</p>	財務省 法務省 文部科学省 経済産業省

<p>インターナショナルスクールにおいて、一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学に入学する機会を拡大する。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き検討し実施】</p> <p>優秀な外国人留学生を支援する奨学制度の充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p> <p>大学以前の教育においても、プレゼンテーション等についての教育を行う機会を充実させる。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p> <p>経営や技術の双方に通じて即戦力になる人材の育成を進めるとともに、外国語に堪能な人材の育成に一層力を入れるため、技術系経営大学院（MOT）やビジネススクールの整備、質的な拡充を図る。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に実施】</p> <p>教育機関が育成した人材の質に責任を持つ、「教育における品質保証」を求める観点から、大学、大学院について、企業で即戦力となる高度な専門職を養成する能力をその個々の理念・目的に即し、厳正に評価し、相互の競争を促す。</p> <p style="text-align: right;">【平成16年度から実施】</p> <p>民間から大学への研究開発投資の増大に資するために、大学等の研究情報を発信する機能の強化や研究情報の流通促進に向けた取組を引き続き実施する。また、大学等の研究活動について、第三者による事後的なチェックを行うなど、研究の質の向上に向けた取組を進める。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p> <p>英語の基礎的能力を向上させるとともに、異文化の理解を踏まえたコミュニケーションができる能力を育成していくため、ネイティブスピーカーの正規の教員への採用の促進、JETプログラム（1）による国際理解教育や小学校の英会話活動への活用を含めたALT（2）等の配置の促進に努める。</p> <p style="text-align: right;">【引き続き実施】</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省 経済産業省</p> <p>文部科学省 経済産業省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省 総務省 外務省</p>
<p>外国人医師の受け入れ拡充。</p> <p>臨床修練制度の適用を拡大する。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度から実施】</p> <p>現行の外国との医師の相互受け入れを拡大し、相手国による日本人医師の受け入れがない場合でも、英語による国家試験に合格した外国人医師を、診察対象を当該国民に限定する等の条件の下、受け入れる措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年度中に実施】</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

(5) 地方と国の体制・制度の整備

地方自治体は率先して積極的な外資誘致に努める。国等はこれを支援する。

誘致インセンティブの付与、行政手続の簡素化などの誘致活動を積極的に展開する地方自治体に対し、事業環境のPR等の支援を行う。

【平成15年度から実施】

経済産業省  
JETRO

地方自治体が創意工夫を活かして自主的に誘致に取り組み、誘致対象に柔軟かつ機動的な条件の提示ができるように、国の地方に対する関与は必要最小限にとどめる。

【平成15年度に検討】

総務省  
関係府省庁

地方自治体が有効に利用できる土地に対する規制については、中央省庁との協議条項をなくし、土地を迅速に有効利用できるようにする、もしくは、中央省庁の認定ガイドラインを明確に規定し、手続の予見性を高める。

【平成15年度に検討】

関係府省庁

地方自治体に対し、誘致に必要な基礎的情報を提供するとともに、国内の産業集積地域と海外の類似分野の産業集積地域との交流、地域の技術開発への外資系企業の参加促進等の活動を支援する。

【平成15年度から実施】

外務省  
経済産業省  
JETRO

地方対日投資会議、および地域別対日投資協議会を活用し、対日直接投資に関する情報を普及させる。

【平成15年度から実施】

内閣府  
経済産業省  
関係府省庁等

構造改革特区制度を一層活用できるようにする。

対日投資誘致の観点から、構造改革特区制度の活用を図る。特に、福祉、教育等の生活環境の充実、外国人技術者等の入国、在留関係の制度の改善に資する事項について規制改革を進める。

【逐次実施】

厚生労働省  
文部科学省  
関係府省庁  
内閣官房

今後、地方公共団体から意欲的な計画の申請を期待するとともに、客観的な第三者による評価を行い、成果があったと認められるものは全国に展開していく。

【今後検討】

全関係府省庁

対日投資促進について、国等の体制を整備する。

国際競争力のある投資誘致を行う体制を築くため、諸外国の外資誘致体制・政策を研究し、日本で更に実施が必要なものについて結論を得る。

【平成15年度中に検討結果を公表】

全関係府省庁

(5)	対日直接投資の促進のために魅力あるインセンティブを提供していくためにも、調達方法の見直し等行政コスト削減を進める。地方自治体にもこれを促す。	【引き続き検討】	全関係府省庁
	市場開放問題苦情処理体制（OTO）の機能を広く周知し、対日投資の体制・制度改善のために有効に活用されるようにする。	【引き続き実施】	内閣府 関係府省庁 JETRO
	情報提供・投資相談・各種手続支援等につき、総合的なサービスを提供する体制を構築するため、投資に関する専門家の紹介を含め、JETROの機能を強化する。	【平成15年度から実施】	経済産業省 JETRO
	外国の在日商工会議所等の活動に対し、情報提供等の協力を行う。	【平成15年度から実施】	経済産業省 JETRO
	国際観光の推進、特に訪日外国人旅行者の倍増は、国際相互理解の増進等に資するため、これを積極的に推進する。	【平成22年を目途】	国土交通省 関係府省庁
	羽田空港を再拡張し、国際定期便の就航を図る。	【平成22年までに措置】	国土交通省

1 JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）

2 ALT :Assistant Language Teacher（外国語指導助手）